

都道府県労働局における「無期転換ルール特別相談窓口」一覧

労働局	担当部署	電話番号	所在地
北海道労働局	雇用環境・均等部	011-709-2715	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎9階
青森労働局	雇用環境・均等室	017-734-4211	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎2階
岩手労働局	雇用環境・均等室	019-604-3010	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
宮城労働局	雇用環境・均等室	022-299-8844 (022-299-8834)	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎8階
秋田労働局	雇用環境・均等室	018-862-6684 (018-883-4254)	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階
山形労働局	雇用環境・均等室	023-624-8228 (023-624-8226)	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
福島労働局	雇用環境・均等室	024-536-4609	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
茨城労働局	雇用環境・均等室	029-277-8295	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎6階
栃木労働局	雇用環境・均等室	028-633-2795	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階
群馬労働局	雇用環境・均等室	027-896-4739	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
埼玉労働局	雇用環境・均等室	048-600-8210	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
千葉労働局	雇用環境・均等室	043-221-2307 (043-221-2303)	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階
東京労働局	雇用環境・均等部	03-3512-1611	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川労働局	雇用環境・均等部	045-211-7380 (045-211-7358)	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階
新潟労働局	雇用環境・均等室	025-288-3527	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階
富山労働局	雇用環境・均等室	076-432-2740	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階
石川労働局	雇用環境・均等室	076-265-4429	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階
福井労働局	雇用環境・均等室	0776-22-3947	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階
山梨労働局	雇用環境・均等室	055-225-2851	甲府市丸の内一丁目1-11 1階
長野労働局	雇用環境・均等室	026-227-0125	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎2階
岐阜労働局	雇用環境・均等室	058-245-1550	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜地方合同庁舎4階
静岡労働局	雇用環境・均等室	054-252-5310	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階
愛知労働局	雇用環境・均等部	052-219-5509	名古屋市中区栄二丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング11階
三重労働局	雇用環境・均等室	059-226-2110 (059-226-2318)	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階
滋賀労働局	雇用環境・均等室	077-523-1190 (077-522-6648)	大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階
京都労働局	雇用環境・均等室	075-241-3212	京都市中京区両替町御池 上ル金吹町451 1階
大阪労働局	雇用環境・均等部	06-6949-6494	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階
兵庫労働局	雇用環境・均等部	078-367-0820	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階
奈良労働局	雇用環境・均等室	0742-32-0210	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階
和歌山労働局	雇用環境・均等室	073-488-1170 (073-488-1020)	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取労働局	雇用環境・均等室	0857-29-1709	鳥取市富安2丁目89-9 鳥取労働局庁舎2階
島根労働局	雇用環境・均等室	0852-31-1161 (0852-20-7009)	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
岡山労働局	雇用環境・均等室	086-224-7639	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
広島労働局	雇用環境・均等室	082-221-9247	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階
山口労働局	雇用環境・均等室	083-995-0390	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階
徳島労働局	雇用環境・均等室	088-652-2718	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川労働局	雇用環境・均等室	087-811-8924	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2階
愛媛労働局	雇用環境・均等室	089-935-5222	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階
高知労働局	雇用環境・均等室	088-885-6041	高知市南金田1番39号 労働総合庁舎4階
福岡労働局	雇用環境・均等部	092-411-4894 (092-411-4764)	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階
佐賀労働局	雇用環境・均等室	0952-32-7167	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎3階
長崎労働局	雇用環境・均等室	095-801-0050	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階
熊本労働局	雇用環境・均等室	096-352-3865	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
大分労働局	雇用環境・均等室	097-532-4025 (097-536-0110)	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
宮崎労働局	雇用環境・均等室	0985-38-8821	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階
鹿児島労働局	雇用環境・均等室	099-223-8239	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階
沖縄労働局	雇用環境・均等室	098-868-4380	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」のご案内



○無期転換ルールの概要

○無期転換制度の導入のポイント

○無期転換制度導入企業の事例紹介

○厚生労働省が行っている支援策

○よくある質問に関するQ&A

○特別相談窓口のご案内

**「無期転換ルール取組促進キャンペーン」
特設ページも開設しています**

「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」

<http://muki.mhlw.go.jp>



無期転換サイト

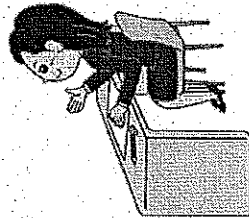
検索

無期転換ルール取組促進キャンペーン

無期転換ルールに基づく本格的な無期転換申込者の発生が期待される平成30年4月まで、残り約半年となりま
した。

厚生労働省は、平成29年9月・10月を「無期転換ルール取組促進キャンペーン」と定め、無期転換ルールの
集中的な周知啓発を図るため、以下の取組を実施します。

- ① 厚生労働省の取組
- ② 使用者団体などに対する周知・啓発への協力要請
- ③ 都道府県労働局における特別相談窓口の設置
- ④ 特別相談窓口はこころさ [12046]
- ⑤ 専用リーフレットの作成・配布
- ⑥ 専用リーフレットのダウンロードはこころさ [1.3446]



◆ 企業が無期転換ルールへの対応をするにあたって

企業が無期転換ルールへの対応をするにあたっては、中長期的な人事戦略、人材活用を基盤に置いた人事制度の検討や、就業規則などの関係規程の整備などにより一定の時間を要することから、早急に対応を検討することが必要です。

また、無期転換ルールの適用を遅らせることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをする場合は、労働契約法の趣旨に照らして慎重な対応が必要となります。

◆ もっと知りたい方は

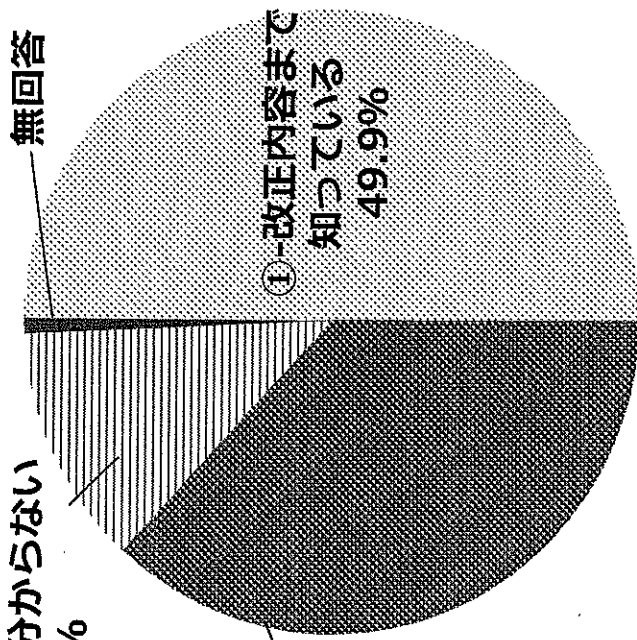
・ そもそも無期転換ルールって何？ という場合は・・・無期転換ルールの趣旨はこころさ
・ 何かの手を付けたいから良いのかわからない企業の場合は・・・導入のポイントをこころさ
・ 他企業はどうか知っているのかわからない場合は・・・導入企業事例はこころさ
・ 何か受取らないのかな・・・導入支援はこころさ
・ 無期転換ルールについて相談したい・・・特別相談窓口はこころさ [12046]

改正労働契約法の認知度について

「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」
独立行政法人労働政策研究・研修機構（2017年6月）

- 約半分の企業(②+③)が未だ無期転換ルールの内容を知らない状況
(他方、9割弱の企業(①+②)が「改正されたこと」は知っている状況)

③-知らない・分からない 12.4%
無回答 0.8%



②-改正されたことは知っているが、内容はわからない 36.9%

調査の概要

- 1 調査対象
常用労働者10人以上を雇用している
全国の民間企業30,000社
- 2 調査時点
平成28年10月1日時点
- 3 有効回収数
9,639社(有効回収率32.1%)
※うち常用労働者49人以下の企業からの回答:3,505社(36.4%)

- 労働契約法が改正されたことについての情報入手先としては主に以下のとおりであった。

- ・新聞報道やホームページ等での紹介(49.3%)
- ・社会保険労務士や弁護士等からの情報提供(30.9%)
- ・人事労務関係の雑誌、団体冊子等の媒体(29.2%)
- ・行政が主催するセミナー(20.8%) など

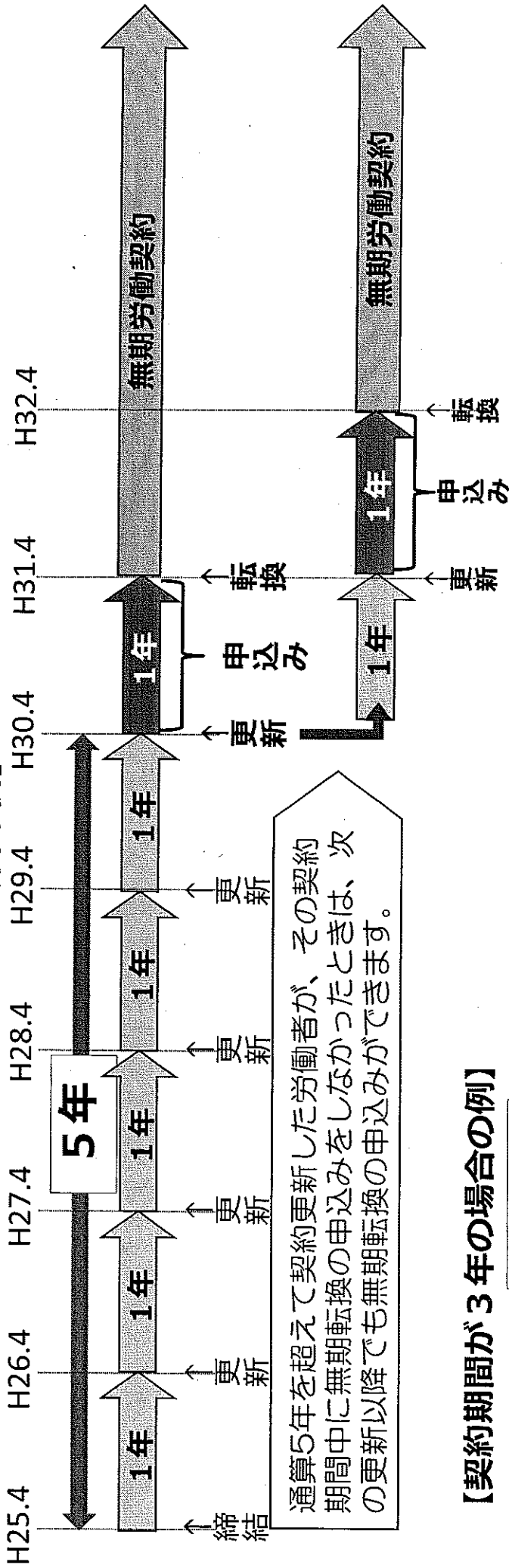
※「労働契約法が改正されたことを知っている」と回答した企業3,557社の回答(複数回答)

無期転換ルールの概要

○ 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール。
 （労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

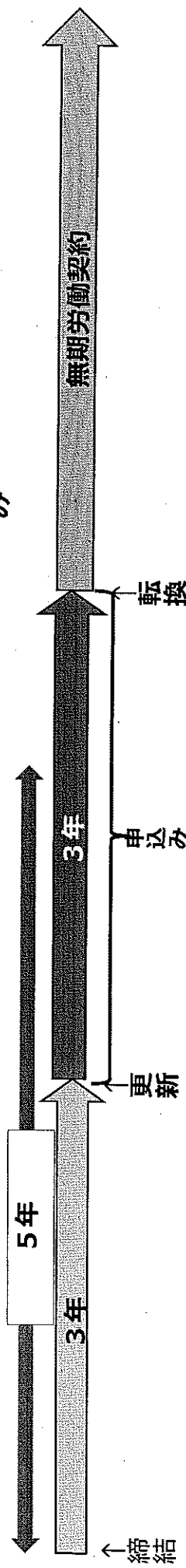
※ 通算契約期間のカウン트는、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めません。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



通算5年を超えて契約更新した労働者が、その契約期間中に無期転換の申込みをしなければ、次の更新以降でも無期転換の申込みができます。

【契約期間が3年の場合の例】



無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の概要

有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づき無期転換申込権発生までの期間に関する特例を設けるもの。【施行日：平成27年4月1日】

主な内容

1 特例の対象者

- I) 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
- II) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

2 特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づき無期転換申込権発生までの期間（現行5年）を延長

→ 次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

- ① Iの者：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10年）
- ② IIの者：定年後引き続き雇用されている期間

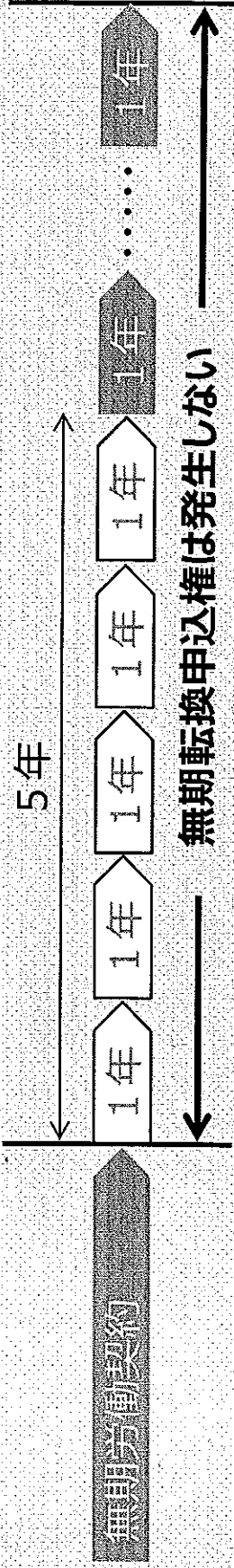
※特例の適用に当たり、事業主は、

- ① Iの者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等
- ② IIの者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等

の適切な雇用管理を実施し、本社・本店を管轄する都道府県労働局に認定申請を行う必要がある。

【定年後に有期契約で継続雇用される高齢者の場合】

定年



(※) 高齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続き雇用される場合も対象